

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 〇〇〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 〇〇〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 〇〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 〇〇〇
- 道路の区域を変更する件二件 〇〇〇
- 道路の供用を開始する件二件 〇〇〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 〇〇〇
- 一般競争入札を行う件 〇〇〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 〇〇〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 〇〇〇

告 示

福島県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年二月三日から同年六月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - （変更前）代表取締役 平城 大二郎
 - （変更後）代表取締役 横江 良司
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - （変更前）代表取締役 平城 大二郎
 - （変更後）代表取締役 横江 良司
- 三 変更した年月日
 - 令和四年四月十四日
- 四 届出年月日
 - 令和五年一月二十日
- 五 届出をした者
 - 株式会社うすい百貨店ほか十六名

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月三日から同年三月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月三日

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）トリアル伊達上保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三七番一ほか
- 二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 - （商業まちづくり課）

福島県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、岩代町土地改良区から令和四年十二月二十七日付けで申請のあつた定款の変更について、令和五年一月二十七日認可した。

令和五年二月三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 湯田博明 室井高 渡部芳弥 渡部傳吉 渡部政一 渡部常道 室井倉五郎 渡部藤四郎 荒井幸作 猪股幸男 渡部勝政 渡部計司 星定藏 渡部寅光 湯田宏 渡部與一 渡部久八 室井平造 渡部常盤 渡部三藏 湯田ミドリ 湯田嘉男 湯田活八 室井ユウ 小山保三 小山國男 湯田計雄 藤原孝吉 白石安八 渡部清太郎 渡部肇三郎 渡部柁 渡部光雄 室井定恵 湯田勇 星ツイ 室井貞喜 湯田義美 菊地知子 湯田豊吉 藤原トヨ 松永金吾 荒井弥太郎 渡部岩太郎 渡部宗六 室井久芳

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年福島県告示第七百四十八号）によること。（森林保全課）

福島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所です令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。令和五年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 4 columns: 路線名, 区 間, 変更前の変更後別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 一般国道 二九四号, 白河市与惣小屋一・二番 一地先から 同 市弥次郎窪四・二番 一六地先まで, A 一〇・〇〇, 四七・二二, 六、二五五・〇. Row 2: B 一四・六〇, 二六三・〇, 二、一七一・〇.

同 市横町六番地先まで

白河市与惣小屋一八番 一地先から 同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先から 同 市弥次郎窪四・二番 一六地先まで

Table with 4 columns: 変更前, 変更後, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: C 一六・〇〇, 二五・〇, 六二〇・〇. Row 2: D 一五・三〇, 七五・〇, 二、一八八・一. Row 3: A 一〇・〇〇, 四七・二, 六、二五五・〇. Row 4: B 一四・六〇, 二六三・〇, 二、一七一・〇. Row 5: C 一六・〇〇, 二五・〇, 六二〇・〇. Row 6: D 一五・三〇, 七五・〇, 二、一八八・一.

(道路計画課)

福島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所です令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。令和五年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 4 columns: 路線名, 区 間, 変更前の変更後別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 一般国道, 喜多方市上三宮町吉川, 一一・八〇, 一、四八〇・〇.

四五九号	字南和知庭三五三八番 三地先から 同 市上三宮町吉川 字山ノ神六二一〇番二 地先まで	変更後	七〇・一 一一・八 七〇・一	一、四八〇・〇
------	--	-----	----------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第七十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一〇四七番 地先まで 双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 五林班地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで 双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで	変更前 A 1 五・〇〇 三三・〇	A 2 五・〇〇 三五・〇	四一〇・〇
変更後	双葉郡川内村大字下川	B 一一・〇〇	B 一一・〇〇 七四・〇	一、七三三・〇

内字手古岡四九六番一 地先から 同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで	七四・〇
--	------

(道路計画課)

福島県告示第七十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建
 設事務所で令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市東小丸山七七番二地先から 同 市弥次郎窪四二番一六地先ま で	令和五年二月四日

(道路計画課)

福島県告示第七十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
 建設事務所で令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	喜多方市上三宮町吉川字南和知庭 三五三八番二地先から 同 市上三宮町吉川字山ノ神六 二一〇番二地先まで	令和五年二月三日

(道路計画課)

福島県告示第七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
令和五年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 寺ノ前1号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡山市湖南町三代字

寺ノ前 二百八十八番

西ノ内 二百番十三

寺ノ前

二百二十五番一
二百二十八番三
二百二十八番一
二百八十九番

一号から四号まで

五号

六号から八号まで

九号から十二号まで

十三号

十四号

十五号及び十六号

（砂防課）

公告

公告第18号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステ

ム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO／IEC 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月6日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月6日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月3日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月27日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和5年3月23日（木）午前10時

(2) 場所 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月22日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and management of the Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 22 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7731 (税務システム課)

<p>公告第十九号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。 令和五年二月三日</p> <p style="text-align: right;">福島県知事 内堀雅雄</p>	<p>公告第二十号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 令和五年二月三日</p> <p style="text-align: right;">福島県知事 内堀雅雄</p>	<p>土地改良区の名称 西会津町土地改良区</p> <p>就任した役員 役別 氏名 住所 監事 江川 新壽 耶麻郡西会津町上野尻字下沖ノ原二六二五番地 (農村計画課)</p>	<p>土地改良区の名称 昭和村土地改良区</p> <p>退任した役員 役別 氏名 住所 理事 栗城 秀策 大沼郡昭和村大字下中津川字新田八七四二番地 同 本名 亀雄 同 郡同 村大字下中津川字新田八八一〇番地 同 五十嵐 祐兵 同 郡同 村大字大芦字二百苜一八五番地 同 馬場 修二 同 郡同 村大字佐倉字馬場七三九番地一 同 齋藤 晴朗 同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地 同 山川 一夫 同 郡同 村大字野尻字神置四一三〇番地 同 猪岐 國一 同 郡同 村大字野尻字小田垣一〇二五番地 同 齋藤 正志 同 郡同 村大字喰丸字下日影六六五番地 同 本名 久司 同 郡同 村大字小中津川字宮原九七四番地 同 羽染 博市 同 郡同 村大字両原字根堀場四五八番地 同 星 三男 同 郡同 村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇 同 渡部 定夫 同 郡同 村大字小野川字宮原三四七番地 同 菅家 勝 同 郡同 村大字下中津川字上平五二八一番地 同 監事 馬場 栄三 同 郡同 村大字野尻字山崎四七四〇番地 同 五十嵐 吉彦 同 郡同 村大字大芦字山崎一四二三番地 同 菅家 豊 同 郡同 村大字下中津川字新田八六八〇番地 就任した役員</p>
--	--	---	--

役別	氏名	住所
理事	酒井 秀明	大沼郡昭和村大字下中津川字田中三六〇四番地
同	本名 敬	同 郡同 村大字下中津川字酒屋台三五一九番地
同	本名 昭司	同 郡同 村大字佐倉字馬場七四二番地
同	齋藤 紳一	同 郡同 村大字小野川字後沢四九〇番地
同	山川 一夫	同 郡同 村大字野尻字神置四一三〇番地
同	齋藤 晴朗	同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地
同	星 三男	同 郡同 村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇
同	五十嵐 幸三	同 郡同 村大字大芦字山神平四九〇九番地
同	小林 政一	同 郡同 村大字野尻字東二番地
同	齋藤 正志	同 郡同 村大字喰丸字下日影六六五番地
同	本名 久司	同 郡同 村大字小中津川字宮原九七四番地
同	羽染 保	同 郡同 村大字両原字根堀場四六九番地
同	本名 亀雄	同 郡同 村大字下中津川字新田八八一〇番地
同	五十嵐 吉彦	同 郡同 村大字大芦字山崎一四二三番地
同	大山 賢一	同 郡同 村大字小中津川字宮原一〇五八番地

(農村計画課)